

2013. 3. 29

長野県食品安全・安心条例が4月1日から施行になり、 食品等の自主回収報告制度が始まります

長野県食品安全・安心条例が平成 25 年 4 月 1 日から施行になります。食品を取り扱う事業者の皆様には、食品等の自主回収に関する報告が義務付けされます。

1 条例の趣旨

食品の安全・安心のための施策などは、行政の取組はもとより、県民の皆様や食品を取り扱う事業者の皆様などの関係者が一体となって取り組むことが必要であり、そのための理念や関係者の責務等を明確にしました。

条例第 20 条では、食品を取り扱う事業者の皆様には食品等の自主回収に関する報告について義務付けしています。

2 食品等の自主回収報告と公表について

(1) 自主回収の報告

食品を取り扱う事業者の方（生産者団体、製造・輸入・加工・販売者など）が食品衛生上の理由から食品等を自主回収する場合は、自主回収着手報告書を、終了した場合は自主回収終了報告書を管轄の保健福祉事務所（保健所）へ提出します。

(2) 自主回収情報の公表

自主回収着手報告書を受理した県は、ホームページに食品等の自主回収情報を掲載します※。掲載期間は、自主回収終了報告書が提出されるまでの間です。

※長野市保健所で受理した自主回収情報については、長野市保健所ホームページに掲載します。

(参考：長野県ホームページ)

長野県食品安全・安心条例：

<http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/syokuhin/jourei/syoku/syokujourei.htm>

食品等の自主回収報告について：

<http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/syokuhin/jourei/syoku/jisyukaisyu.htm>

食品等の自主回収情報：

<http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/syokuhin/jourei/syoku/kaisyu.htm>

食品等の自主回収を行う場合は、管轄の保健福祉事務所（保健所）へ御相談ください。

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課

(電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp)

・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口